

泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条

ロボット支援手術は、前立腺癌を含め多くの泌尿器科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。また、術者への触覚によるフィードバックが無いため手術操作の習得には独自の教育プログラムが必要となる。この日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度(以下、本制度と略す)は、日本泌尿器科学会と日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会(以下、両学会と略す)が、泌尿器ロボット支援手術のプロクター(手術指導医)を認定し、もって円滑且つ安全なロボット支援手術の導入に寄与するよう制定する(以下、プロクター制度)ものである。これにより本邦における泌尿器ロボット支援手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(対象)

第2条

本制度は、腎、尿管、膀胱、前立腺および後腹膜腔等に対するロボット支援腹腔鏡手術の手術手技において、術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる(プロクターリング)指導者(プロクター)を認定するものである。

第2章 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度委員会

(設置)

第3条

両学会は、第1条の目的を達成するために、合同で泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度委員会(以下、本制度委員会と略す)を設置する。

(業務)

第4条

本制度委員会の業務は以下の各項とする。

- (1) 本制度委員会は、プロクター制度に関して、関連学会との連絡および調整、その他、本制度に関するすべての業務に対処する。

- (2) 本制度委員会において決定された重要案件は、本制度委員会委員長から両学会理事長に報告し、両学会理事会の議を経て実効に移される。
- (3) 泌尿器ロボット支援手術プロクター審査委員(以下、審査委員と略す)の審査、認定を行う。
- (4) 泌尿器ロボット支援手術プロクター審査委員会(以下、審査委員会と略す)の審議に基づき、泌尿器ロボット支援手術プロクターを認定・更新し、これを両学会理事会に報告する。
- (5) 両学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーを企画・実施する。

(委員)

第5条

本制度委員会は、日本泌尿器科学会理事会の推薦による若干名と日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会理事会の推薦による若干名によって構成される。

(委員長)

第6条

本制度委員会委員長は、両学会理事長の合議によって本制度委員の中から選任する。

(任期)

第7条

委員の任期は3年とし、再任を妨げないが、連続6年を超えないものとする。委員長の任期は委員と同じとする。

(補充)

第8条

本制度委員会委員または委員長に欠員が生じたときは、両学会理事長の合議によってその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任任期とする。

第3章 審査委員

(資格)

第9条

審査委員は、以下の全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本泌尿器科学会指導医である。
- (2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。
- (3) 泌尿器ロボット支援手術に関する各種学会および学術雑誌において十分な業績(論文発表と学会発表を合わせて5件以上:主著、あるいは共著)を有する。

- (4) 泌尿器ロボット支援手術の執刀あるいは指導 80 例以上(執刀は 40 例以上)の経験を有し、これを独力で完遂でき、これらの手術の指導ができる。

(選出方法)

第 10 条

審査委員は、前項有資格者の中から、本制度委員会が審査、認定し、両学会理事会の議を経て両学会理事長が指名する。審査に際して提出する書類は以下のとおりとする。審査委員は、本制度委員会が必要と認めたときに補充することができる。なお、本制度委員は審査委員を兼務できる。

- (1) 審査委員応募書(書式1)
- (2) 履歴書
- (3) 泌尿器ロボット支援手術実績一覧表(書式2)
- (4) 泌尿器ロボット支援手術関連業績目録(書式3)
- (5) 日本泌尿器科学会指導医認定証(写)

(更新)

第 11 条

審査委員は 3 年ごとに更新を必要とする。再任に際しては、下記書類について本制度委員会で審査し、両学会理事会の議を経て両学会理事長が承認する。

- (1) 審査委員更新申請書(書式4)
- (2) 最近3年間継続して泌尿器科臨床に従事していることを証明する書類(書式5)
- (3) 最近3年間の泌尿器ロボット支援手術実績一覧表(書式6)

(審査委員会)

第 12 条

審査委員は、審査委員会を構成する。委員長は、両学会理事長が協議の上、審査委員の中から指名する。

第 4 章 プロクター(手術指導医)申請資格

第 13 条

泌尿器ロボット支援手術プロクター認定は領域ごと・手術支援ロボット(内視鏡手術用支援機器)機種^注ごとに行われる。これを申請するもの(以下、申請者と略す)は、次ぎに定める全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本泌尿器科学会専門医である。
- (2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。
- (3) 泌尿器ロボット支援手術を独力で遂行できる技術を有している。
- (4) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーを受講している。
- (5) 泌尿器ロボット支援手術に関する各種学会および学術雑誌において、1件以上の論文発表、あるいは学会発表(主著、あるいは共著)を有する。
- (6) 各術式のプロクターリングを行うにあたり、当該手術の十分な経験がある。
- (7) ロボット支援副腎摘除術・根治的腎摘除術・腎尿管全摘除術・腎部分切除術・腎盂形成術のプロクター(副腎・腎(尿管)プロクター)認定を申請するものは、主たる術者として副腎摘除術・根治的腎摘除術・腎尿管全摘除術・腎部分切除術・腎盂形成術を合わせて40例以上執刀した経験があり、泌尿器腹腔鏡技術認定取得者でなければならない。
- (8) ロボット支援膀胱全摘除術・前立腺全摘除術のプロクター(膀胱・前立腺プロクター)認定を申請するものは、主たる術者として膀胱全摘除術・前立腺全摘除術を合わせて40例以上執刀した経験がある。
- (9) ロボット支援仙骨腫固定術のプロクター(仙骨腫固定術プロクター)認定を申請するものは、主たる術者としてこれを10例以上執刀した経験がある。ただし、膀胱・前立腺プロクターの場合、主たる術者としてこれを2例以上執刀した経験があれば申請できる。

*すでにプロクター認定資格を有する者が、新たに別の手術支援ロボット機種(手術支援ロボット甲、とする)によるプロクターを申請する場合、手術支援ロボット甲における当該術式のプロクター招聘1例と手術見学1例が必要である。

第5章 申請・認定方法

(申請方法)

第14条

申請者は、次に定める書類および申請料を、審査委員会に提出する。

- (1) 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定申請書(書式7)

- (2) 履歴書
 - (3) 日本泌尿器科学会専門医認定証(写)
 - (4) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が主催するロボット支援手術教育セミナー受講証(写)
 - (5) 泌尿器ロボット支援手術実績一覧表(書式8)
 - (6) 泌尿器ロボット支援手術関連業績目録(書式9)
 - (7) 申請者の泌尿器ロボット支援手術手技を評価しうる者 2 名の推薦状(書式10)
 - (8) 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定審査料(別に定める)
- *すでにプロクター認定資格を有する者が、別の手術支援ロボット甲によるプロクターを申請する場合、上記1, 5を提出する。なお、認定審査料は不要とする。

(審査方法)

第 15 条

審査委員会は、毎年 1 回、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、本制度委員会の議を経て、両学会理事会に報告する。ただし、すでにプロクター認定資格を有する者による別の手術支援ロボット甲によるプロクター申請は、随時受け付ける。

(認定)

第 16 条

両学会理事長は、連名で、本制度委員会が審査委員会の審査結果に基づき泌尿器ロボット支援手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器ロボット支援手術プロクター認定証を交付する。

(認定プロクターの公表とプロクター依頼手続き)

第 17 条

認定プロクター(手術指導医)名は日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会 HP 上に掲載し、泌尿器腹腔鏡技術認定取得の有無についても掲載する。導入施設(プロクター依頼側)は同 HP 上に掲載されている「プロクター依頼書(前立腺全摘除術・腎部分切除術・膀胱全摘除術・腎盂形成術・仙骨腔固定術・副腎摘除術・根治的腎摘除術・腎尿管全摘除術)」を用い直接プロクターに依頼する。

(プロクターによる評価)

第 18 条

認定プロクター(手術指導医)は依頼側より提供された情報を元に、ロボット支援手術方法につき依頼側医師(主治医または担当医)とよく相談しこれに応じるか否か決定する。指導を行う場合は、Web サイトに掲載されている「プロクター評価表」を用い、施行された

ロボット支援手術を評価し病院側にフィードバックする。また、そのプロクター評価表、および「プロクター報告書」を事務局に送付し、制度委員会にプロクター施行を報告する。

(プロクターの招聘)

第 19 条

手術指導を依頼する場合、依頼側(病院および主治医、担当医)はプロクターを書面でもって招聘すること。

(資格更新)

第 20 条

プロクター認定資格取得後は領域ごと、5年ごとに更新を必要とする。その時点で認定条件を満たしているすべての領域について同時に資格が更新される。

更新の条件は下記の通りとする。

・各領域別プロクターにおいては、副腎・腎(尿管)プロクターでは5年間で副腎摘除術・根治的腎摘除術・腎尿管全摘除術・腎部分切除術・腎盂形成術を合わせて20例以上の術者または手術指導の実績、膀胱・前立腺プロクターでは5年間で膀胱全摘除術・前立腺全摘除術を合わせて20例以上の術者または手術指導の実績、仙骨腔固定術プロクターでは5年間で5例以上の術者または手術指導の実績を必要とする。

* 上記の症例数は、すべての手術支援ロボット機種による件数を合算したものである。更新された領域については、資格を有するすべての機種についてプロクター認定する。

更新は、下記各号について必要書類を提出し、審査委員会で審査後、本制度委員会の議を経て、両学会理事会に報告する。

- (1) 泌尿器ロボット支援手術プロクター更新申請書(書式11)
- (2) 日本泌尿器科学会専門医認定証(写)
- (3) 最近5年間の更新領域の泌尿器ロボット支援手術実績一覧表(副腎・腎(尿管)領域は5年間で20例、膀胱・前立腺領域は5年間で20例、仙骨腔固定術は5年間で5例)(書式12)

(資格喪失)

第 21 条

次に該当するものは、本制度委員会および両学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。

- (2) 日本泌尿器科学会会員あるいは日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員資格を喪失したとき。
- (3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- (4) その他、技術認定証取得者として不適当と認められたとき。
- (5) 臨床に従事しなくなったとき。

注) 以下の製造会社におけるロボット支援手術機器(内視鏡手術用支援機器)において、各群内の機種は同一機種とみなす

- 1) インテューティブサージカル合同会社: da Vinci サージカルシステム、da Vinci Si サージカルシステム、da Vinci X サージカルシステム、da Vinci Xi サージカルシステム
- 2) 株式会社メディカロイド: hinotori サージカルロボットシステム

附則

- 1. 本規則は、平成 26 年 10 月 1 日に発効する。
- 2. 本規則は、平成 30 年 8 月 10 日に発効する。
- 3. 本規則は、本制度委員会の提議に基づき、両学会理事会の議を経て改訂するものとする。
- 4. 本規則は、令和 2 年 5 月 18 日に改定発効する。
- 5. 本規則は、令和 3 年 6 月 4 日に改定発効する。
- 6. 本規則は、令和 3 年 11 月 11 日に改定発効する。
- 7. 本規則は、令和 4 年 4 月 14 日に改定発行する。本改定に伴い 2022 年 4 月 14 日時点でのロボット支援前立腺全摘除術のプロクターならびに膀胱全摘除術のプロクターは膀胱・前立腺プロクターに、腎部分切除術のプロクターは副腎・腎(尿管)プロクターに移行する。